



## 第2回地域ワーキンググループにおける 委員ご指摘事項とその対応について

令和6年12月25日

環境省

## <最終処分>

戦略目標年（2024年度）に向けて、技術的観点から複数の最終処分のシナリオが取りまとめられる予定（技術WGにて議論）。2025年度以降、各シナリオに応じて事業実施に係る対象地域の具体的な検討方法等を本格的に議論していくことを想定し、先立って必要な論点整理を行う。また、事業の各段階における地域のステークホルダーとのコミュニケーション及び地域共生のあり方についても議論し、2025年度以降の議論に反映する。

本WGでの議論の成果は、今後戦略検討会で議論される成果のとりまとめに盛り込む。

※ なお、福島県外での最終処分の方針や再生利用の必要性等に係る全国的な理解醸成のための取組については、コミュニケーション推進チーム（CT）で議論。

## <再生利用>

事業の各段階※における、地域住民を始めとした地域のステークホルダーとのコミュニケーション及び地域共生のあり方について議論する。

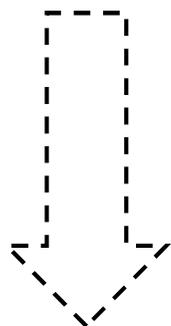
※公共事業における事業段階の考え方の例：

- ①構想段階、②調査・計画段階、③設計段階、④施工段階、⑤維持管理段階

本WGでの議論の成果は、今後戦略検討会で議論される成果のとりまとめに盛り込む。また、検討過程で頂いたご意見等については、再生利用に係る技術ガイドライン（再生利用WGで議論）を補足する知見として位置づけ、とりまとめる。

令和6年1月17日

第1回 地域WG(実施済)



主な議事

- ワーキンググループの設置
- ワーキンググループにおける論点案等

令和6年10月31日

第2回 地域WG（実施済）

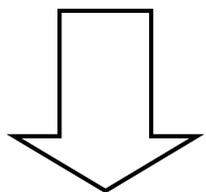


主な議事

- 論点整理(事例紹介含む)・論点に対する考え方(案)

令和6年12月25日

第3回 地域WG（本日）



主な議事

- 論点整理・論点に対する考え方(案)
- 中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会とりまとめ案(地域WG関係)

地域WGでの議論の成果は、今後戦略検討会で議論される成果のとりまとめに盛り込む。

# 前回の地域WGでの委員からの主なご指摘事項①

	委員の指摘事項	対応方針案
資料2-1: 論点整理・論点に対する考え方(案) 資料2-2: 事例紹介 参考資料2-2: 除去土壌等の最終処分・復興再生利用に係る計画策定プロセスのイメージ		
復興再生利用(※)について		
1	・「復興再生利用」の用語について、再生利用が福島県内に限られると誤解される福島県民が多いであろうこと、また「復興」は当たり前のことであり、わざわざ用語として強調しなくてもよいのでは。(関谷委員)	・除去土壌の「再生利用」については、 ✓ 東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害からの日本の復興に資するための取組であること ✓ 適切な管理の下で行い、一般に自由な流通を認めるものではないこと
2	「復興再生利用」の用語について、県外最終処分も含めて日本全体で復興に関して当事者意識を持っていく、まさに復興のための、という意味合いがどのように認知され国民の中に定着していくのかには期待もしている。用語に関して誤解のないよう丁寧な説明が重要。(大迫委員)	という趣旨を明確にするため、復興再生利用という名称を検討しているところ。 ・こうした趣旨について、今後丁寧に説明をしてまいりたい。
3	・コミュニケーションは対等な立場での共有、コンサルテーションは専門家が助言する/行政のお願いを地域が受け入れる意味合いがあり、用語の定義は慎重に行うべき。(関谷委員、大迫委員)	・「コンサルテーション」という用語は一般的には専門家の助言といった限定的な意味合いで捉えられることが多いことから、様々な意味合いが含まれている「コミュニケーション」という用語を基本的に使用することとする。コミュニケーションに当たっては、その相手方に応じて、地域の実情等を踏まえ、最適な方法を選択して対応をしていく。
4	・ゴールはステークホルダーとの合意形成であって、コンサルテーションはその過程の一部に過ぎないため、ステップを踏むような書き方にすべき。(保高委員)	※参考として、5頁にIAEAガイドラインにおけるステークホルダーの関与の分類を記載

(※)東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害からの復興に資することを目的として、再生資材化した除去土壌を適切な管理の下で利用(維持管理することを含む)すること。

注:このような概念を指す用語として、「復興再生利用」を検討中。過去の検討で「再生利用」としていたことから、今回の地域WGの資料上で両方の表記があるが、どちらも同じ概念・行為を指す。

# 【参考】ステークホルダーの関与の分類（IAEAガイドラインより）

関与のレベル	活動・目的	立地プロセスに係る諸外国の例
知らせる・教育する (Inform and educate)	透明性を確保するため、廃棄物の問題と行動の必要性について人々に知らせる	・カナダの核廃棄物管理機関による初期のコミュニケーション
相談し、意見・情報を集める (Consult and gather views and information)	関係者(parties)に情報を提供し、意見を聞き、意見が決定にどのように影響したかについてフィードバックを提供するために、廃棄物処理の選択肢および関連する立地政策について相談する。	・ドイツの高レベル放射性廃棄物の貯蔵のための委員会 ・韓国の新たな公的関与のための委員会 ・米国におけるブルーリボン委員会のレビュー
関与し、従事する (Involve and engage)	懸念事項が考慮され、選択肢に反映させるために、候補地・立地選定の考え・潜在的な受入地域に関してステークホルダーや専門家と協力する。	・日本における新しい立地基準の策定と新たな公的コミュニケーションの取組の開始 ・英国における改訂された立地プロセス
協力する (Collaborate)	関連する地域・地元の選好、助言や推奨事項を可能な限り国内プロセスと両立可能な方法で組み込むため、決定プロセスの影響、立地の適合性調査、保証金と撤回の権利について、立地を検討している地域・コミュニティと協力する。	・ベルギーの地域におけるパートナーシップ ・カナダにおける潜在的な受入地域への諮問機関の形成 ・チェコ共和国における対話作業部会の設立 ・フランスにおける地域情報委員会の運営 ・スイスの地域会議を通じた関与
提携する (Partner)	プロセスの参加・撤退、施設の位置や設計、長期的で持続可能な開発を保証するような予想される補償に関する決定への貢献、継続的なモニタリング・情報提供などについて、コミュニティが積極的な役割を果たす。	・ベルギーにおける地元のパートナーシップによる決定 ・投資資金の計画と支出を目的とした、フランスにおける公共グループの運営 ・ライセンス申請の審査におけるスウェーデンのコミュニティの関与

# 前回の地域WGでの委員からの主なご指摘事項②

	委員の指摘事項	対応方針案
復興再生利用について(つづき)		
5	・早期から地域への情報共有の場を設けたうえで、地域の声をどう決定過程に反映するか、地域の方にもわかりやすい仕組みを作るべき。(崎田委員)	・早い段階からのコミュニケーションが重要である旨を技術ガイドラインに記載する方向で検討しているところ。そのうえで、コミュニケーションの具体的な内容については、地域の実情等に応じて、相談しながら考えることが望ましい旨を資料2に記載しているところ。
6	・地域参画型のモニタリングの仕組みを組み込むべき。(崎田委員)	・地域とのコミュニケーションの内容の例として、理解醸成の観点から、地域の参画のもと空間線量率の測定を行うことも考えられる旨を技術ガイドラインに記載する方向で検討しているところ。
7	・概略計画は総論の確定であり、事業詳細の確定は調査計画の先であることをわかりやすく示すべき(泊委員)	・ご指摘を踏まえ資料2に追記。
8	・復興再生利用のフロー図について、公共「工事」でなく公共「事業」の例が正しい。工事は事業の1プロセス。(泊委員)	・ご指摘を踏まえ資料2を修正。
9	・地域共生の文脈で、現在地方創生・地域活性化が活発に行われているところ、これを後押ししていることがわかるような文言を追記すべき。(佐藤座長、泊委員)	・ご指摘を踏まえ、地域のニーズを踏まえつつ地域の便益に留意する旨を資料2に記載。
10	・合意形成プロセスの中で、環境面だけでなく、地域の方々のご懸念やニーズ、何を作ったらその地域の未来につながるのかといった要素を考慮すべき。(保高委員)	

# 前回の地域WGでの委員からの主なご指摘事項③

	委員の指摘事項	対応方針案
復興再生利用について(つづき)		
11	<p>・復興再生利用の手続的公正については最終処分と異なりガチガチに決めるのは難しいが、少なくとも守るべきものを資料に記載。また、分配的公正の観点では特に社会的便益(将来を考えるという便益)が重要、といったストーリーで説明するとわかりやすくなるのではないか。(保高委員)</p>	<p>・復興再生利用に係るステークホルダーとのコミュニケーションについては、除染実施者が、コミュニケーションの相手方に応じて、地域の実情等を踏まえ、最適な方法を選択して対応をしていくことが望ましい旨を資料2に記載。今後は、ご指摘を踏まえて説明内容を検討していく。</p>
12	<p>・フロー図の上位段階のところ、再生利用を行う意義や事業実施箇所検討に係る手続きについて、国民全体に理解してもらえよう説明することが手続き的公正の観点から重要。資料にその旨を明示すべき(大迫委員)</p>	<p>・ご指摘を踏まえ、資料2のフロー図に、復興再生利用の必要性等について全国的な理解醸成に向けた取組を進めていく旨を追記。</p>
13	<p>・ステークホルダーは普通は対象を定めるものではなく、利害関係者として、関わってくるありとあらゆる人すべてというニュアンスとなる。最初から対象を定める場合はターゲットという言い方となり、ステークホルダーの用語の使い方に違和感がある。(関谷委員)</p>	
14	<p>・ステークホルダーを特定する本来の意味合いは、関係者を漏れなく拾うこと。資料からはステークホルダーを絞るように読み取れてしまう。例えば国民やメディアもステークホルダーに含まれる。(関谷委員)</p>	<p>・ご指摘を踏まえ、ステークホルダーの対象範囲の画定を想起させるような記載はせず、コミュニケーションの相手方に応じて、地域の実情等を踏まえ、最適な方法を選択して対応をしていくことが望ましい旨を資料2に記載。</p>
15	<p>・最初から対象範囲を画定してしまうと、範囲外の方がなぜ我々には来ないのかという発想になる。範囲のあり方を決めることはとても難しいと思う(佐藤座長)</p>	
16	<p>・「地域の実情等を踏まえ、除染実施者が復興再生利用先の自治体～と相談」と書いているが、これから検討段階に入るため、「復興再生利用を検討する自治体～」という記載にすべき(崎田委員)</p>	<p>・ご指摘を踏まえ資料2を修正</p>

# 前回の地域WGでの委員からの主なご指摘事項④

	委員の指摘事項	対応方針案
最終処分について		
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>参考資料2-2の3段階目について、「ステークホルダーの把握」から「コンサルテーション手法の選択」に矢印が進んでいるが、認知・コミュニケーションからコンサルテーションへ進むといった段階を意識した整理をすべき。(保高委員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3段階目の記載を「コミュニケーション手法の選択」とするなど、段階を意識した記載に修正。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象地域へのコミュニケーションに関し、NUMOが北海道での対話振り返りレビューを報告している。先行事例として参考にすべき。(崎田委員)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の最終処分に係る検討に向けて参考にさせていただく。</li> </ul>